

## 長野県男女共同参画センター指定管理者に関する質問事項への回答

質問事項	具体的な内容	回答
外部委託業務について	現在の委託業者一覧とその選定基準	外部委託は指定管理者の判断により行われており、委託業者一覧及び選定基準は、現指定管理者の事業内容に関する情報のため、県からは回答できませんがご了承ください。
補修および予備品管理について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設改修の長期計画の有無と実績</li> <li>2 予備品管理の基準の有無 耐用年数, 常備数, 棚卸表など</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1件当たり100万円以上の改修等については、別添資料1「男女共同参画センター修繕計画」及び別添資料2「男女共同参画センター修繕実績及び計画」のとおりです。なお、改修は毎年度の予算編成により決定されるため計画のとおり実施できるとは限りません。</li> <li>2 備品以外の物品等については、仕様書第4の5の(2)のイにより、指定管理開始当初に引継を受けた数を基準に、適宜補充等の管理をしていただくこととしています。耐用年数の定めはありません。数量は「備品等設置・収納状況一覧」を作成し、管理しています。</li> </ol>
施設の電子化対応について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全研修室のWI-FI対応化計画</li> <li>2 電子媒体による情報の管理ルール</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者により、第1、第2研修室に設置されています。他の研修室のWI-FI対応化計画はありません。</li> <li>2 情報の管理については、仕様書第3の7によるほか、必要な事項については基本協定で定めることとします。 個人情報の取扱について、平成24年度から28年度の基本協定書においては、遵守する内容を別添資料3「個人情報取扱特記事項」のとおり定めています。</li> </ol>
自主事業に関して	利用率向上を図るための指定管理者主催自主事業について、今後その際の施設利用料が減免対象となる可能性はありますか。	長野県男女共同参画センター条例第14条第2号及び長野県男女共同参画センター管理規則第12条の規定により、指定管理者が特に必要があると認め、知事の承認を受けた場合は、減免することができるため、自主事業が減免対象となる可能性はあると考えます。

<p>大規模修繕の予定に関して</p>	<p>指定管理期間中（H29 年度～H34 年度）に施設休館を伴うような大規模修繕の計画はありますでしょうか。計画がある場合、内容及び時期をご教示いただきたい。</p>	<p>平成 30 年度までの修繕計画は別添資料 1 のとおりです。なお、改修は毎年度の予算編成により決定されるため計画のとおり実施できるとは限りません。</p> <p>平成 31 年度以降の計画及び施設休館が必要になるかは現時点では未定です。</p>
---------------------	--	---